

令和 7 年度筑紫野市男女共同参画審議会（第 2 回）
会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和 7 年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第 2 回）
2. 開催日時 令和 7 年 10 月 23 日（木）18:00～20:00
3. 開催場所 筑紫野市役所 506 会議室
4. 委員出席状況 【出席者】神崎委員、八尋委員、斐委員、徳永委員、
武本委員、清原委員、大迫委員、五郎丸委員、
中川委員、平嶋委員、二宮委員
【欠席者】荒木委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、中村、嘉副
6. 傍聴 0 人
7. 議題及び審議の内容
 - (1) 開会
 - (2) 議題
第 3 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和 6 年度実施状況報告書について
 - ・第 1 回審議会での質問に対する回答
 - ・報告書 基本目標Ⅰ、Ⅱ
 - (3) 事務連絡

○議題及び審議の内容

- （事務局） 第 2 回男女共同参画審議会を開催する。
前回の審議会では概要などを説明し、議論いただいた。今回は、前回の質問に対する回答を行い、その後、施策ごとの実施内容を基本目標Ⅰから審議いただく。
ここからは、進行を会長へお願いする。
- （会長） （会長あいさつ）
本日は傍聴なし。これより議題に入る。議題 第 3 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和 6 年度実施状況報告書について、事務局より説明をお願いする。
- （事務局） 前回の審議会で、第 3 次後期プランの「担当課主要事業一覧」の中で掲載されていない課はあるか、また、それがどの課か分かるような資料があれば審議会の視点として意見が出しやすいという話があった。
まず、資料 1 「行政組織機構図」。筑紫野市は 9 部局 43 課等から成る。この中で事業一覧に位置づけられていないのが 11 課（赤印）。事業系等にあまり位置づけがない状況になっている。
事業一覧への位置づけはないが、審議会をもっており、具体的事業 50 「女性委員の積極的登用の促進」に該当するのが 4 課（青印）。
何も印がついていない課は、事業一覧に掲載されている。各課がどのような業務内容か分かるように、資料 1 参考「各部局の業務内容」を配布している。
前回の質問に対する回答は以上である。ジェンダー主流化というところからお気づきの点などご意見をいただきたい。
- （会長） ジェンダーの主流化とは、一見ジェンダー平等に直接的に関係しないようでも、あらゆる施策がジェンダー平等に関係するのではないかという視点で、何かご意見あれば出していただきたい。
- （委員） 職員の意識や研修というところでは、全課が対象となっていて良いのではないかと考えた。
- （事務局） 全課対象の研修は第 3 次後期プランに位置づけられているが、今回は全課対象のものを含めていない。資料 1 を作成するにあたり、具体的事業を持っていない課が多

- くあることを改めて感じた。
- (会長) 例えば、雪が多く降る地域での除雪作業について。多くの除雪作業は幹線道路から行う。しかし、朝雪が降っていると、体調が悪い人、子どもを病院に連れていけないといけな人達が困難な状況になることから、除雪作業は生活道路でも必要と分かる。除雪作業は男女共同参画とは関係ないと思われるかもしれないが、視点を変えれば、みえてくるものもある。
- 身近なところだと公園の整備。車いすやベビーカーが動けるように段差をなくすなど。ジェンダーの視点などが関係ないとは言えない。
- 資料1に記載のある課が第3次後期プランに掲載されていないということを念頭に報告書の内容をみていただきたい。
- (委員) 近年、注目されているのが、災害時に行政がどのような機能を果たしたか、避難所で女性や子ども、乳児に対してどのような手立てを講じたか。
- 第3次後期プランで具体的事業を持っていない課等が、災害が起こったときに、男女共同参画の視点をもって行動することができるのか。ここが一番の問題だと思う。
- (会長) 他にあるか。
- (委員) 筑紫野市の監査委員は何人いるのか。
- (事務局) 2人である。女性1人男性1人の時期もあったが、現時点は2人とも男性である。
- (委員) それであれば、資料1で監査委員事務局は「位置づけなし」となっているが、女性委員の積極的登用というところで関わっているのではないか。
- (事務局) 附属機関の登用状況をみる時に、附属機関の設置根拠（法律・条例等）によって、集計が違っている。委員が言われる通り、監査委員も報告に上がってくる数値である。
- (会長) 他にあるか。
- 無ければ、「基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり」について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 「基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり」（報告書5～11ページ）は、2つの基本方向（基本方向1 市民への男女共同参画に関する啓発促進、基本方向2 男女共同参画を推進する教育の充実）、その下に基本施策があり、18の具体的事業の項目がある。
- 基本目標Ⅰでは、啓発活動やさまざまな場面での学習などを実施することによって、男女共同参画を推進する人づくりに関する施策を進めることができたと考えている。審議をお願いします。
- (会長) 事務局として、注目すべき内容はあるか。
- (事務局) 具体的事業1は、当課が1年間で行った講座を記載している。令和6年度に初めて行ったものが、「政治分野における男女共同参画セミナー」。また、こども政策課や生涯学習課と連携しながら、男女共同参画課とは違う切り口の課等とも一緒に講座を行い、さらに男女共同参画を進めていきたいと思っている。その他に、ハローワークや福岡県よろず支援拠点と共催で講座を行っている。
- (会長) では、具体的事業1から意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業1の就職サポートセミナーについて。対象は誰か。
- (事務局) 対象は女性。子育てをするために仕事を辞めた人等、30代から60代まで幅広く参加している。
- (委員) ハローワークでも再就職する女性のためのマザーズ事業がある。それと同じ内容なのか。同じであれば、筑紫野市で行うメリットは何か。
- (事務局) 同じ内容。ハローワーク福岡南のマザーズコーナーと連携し、マザーズコーナー就職支援ナビゲーターに講師をしていただいている。
- 日程や地理的な問題、ハローワーク福岡南（春日市）に出向く必要があるため、自

- 分の地域で受けることができるというメリットがある。
- (委員) 男女共同参画課と他課が共催で行っているときに、共催先の課がどこまで主体的に行っているのか。
また、生涯学習課と共催で行った「いのちの贈りもの」は、どのような男女共同参画の視点があるのか。
- (事務局) 共催事業については、役割分担はあるが、両課で内容づくりから行っている。
「いのちの贈りもの」は、講師自身が、忙しく健康をおろそかにしてしまい手術まで至った経緯や、ドナーからいのちをつないでもらったという内容であった。女性の健康というところを男女共同参画課としての位置づけとし、講座を実施した。講師はピアニストとして活動しているため、音楽を交えながらの講座とし、生涯学習課（家庭教育学級）との共催のため、夏休み期間中に開催することで、子どもも参加しやすい講座とした。男女共同参画課だけでは来ない世代の参加があった。
- (委員) 具体的事業１（b）教育政策課の市民懇談会について。「研修を行った」と記載があるが、研修を実施したのは各行政区ではないか。教育政策課は主体者として行ったのか、支援者として行ったのか。
- (事務局) 支援者であるため、正しくは「支援を行った」。行政区それぞれがテーマを考えて行っている。
- (会長) 行政は、どんな支援を行ったのか。
- (事務局) 人権問題啓発実行委員会という組織があり、その中に行政職員が入り、各行政区を担当している。行政区と連携しながらテーマを決め、行政は、中身の検討や講師の選定、DVDの紹介、会場設営・受付などの支援を行っている。
- (委員) あらゆる人権に関するテーマをもとに各行政区で内容を決めている。令和６年度は３行政区が男女共同参画をテーマに選んだということのようだ。
- (会長) 支援の内容は分かった。そのように書くと良いと思う。
他にあるか。無ければ、具体的事業２～３について意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業３のDVやデートDVに関する啓発動画について。昨年度の審議会で、市ホームページで動画を見つけにくい、市民の目に留まらないという意見があったが、どのような改善をしたのか。
- (事務局) 市ホームページでの掲載場所は変わっていない。他の方法として、動画を庁内に設置している掲示板で流した。
- (委員) どのくらいの人が動画にアクセスしたか把握しているか。
- (事務局) 動画のアクセス数は５０程度。
- (委員) 全部動画を見ないと、１とカウントされていない可能性がある。
- (会長) 他にあるか。
- (委員) DVDについて、男性の性被害者のものも揃えていただきたい。女性も声を上げにくい、男性はさらに声を上げにくい。
- (委員) 以前、ジャニーズ問題（男性の性被害）が大きく取り上げられたときに、男性の性被害に関する学習会を行った。この内容に関しては、まだまだ情報が少ないため、啓発用DVDも無いかもしれない。
男性も女性も被害にあっているという視点がないと、「性被害者＝女性」ということが固定化されてしまうと、男性が被害にあったときに言いづらくなってしまう。男性被害に関する書籍等も加えていただきたいと思う。
- (委員) 筑紫野市では、男性からの相談はあっているか。
- (事務局) 女性からの相談が多いが、男性からの相談もある。相談室では誰でも相談できるようになっている。
- (委員) 相談員は女性が多いようだが、男性の相談員でないと言えないと思う人もいるかもしれない。
- (事務局) 令和３年度に行った市民意識調査では、暴力被害を受けたときに、男性の方が相談

- できていないという結果も出ており、課題だと感じている。
- (会長) 続いて、具体的事業4～5について意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業4、5に関連する内容で、私としては、LGBTや婚姻制度など、国会議論や世論が二分化しているものに関して市が先に動き出さない方が良いと思った。
- また、資料所蔵に関して、広報紙で二日市保養所に関する内容を取り上げたことは良かったと思う。ぜひ多くの人に知ってもらいたい内容である。
- (委員) 具体的事業4の図書について。男女共同参画課は貸出件数の記載があるが、文化・スポーツ振興課(図書館)の場合、所蔵は多いが、それがどの程度市民に利用されたのか分からない。貸出件数を出していただくと指標になって良いと思う。
- また、購入や配架のことは書いてあるが、事業の内容「利用促進」については書かれていない。関心がない人の目にも留まるように特設コーナー設置など利用促進に関する課題も併せて記入していただきたいと思う。
- (事務局) 貸出件数については担当課へ確認する。活用については大事なことだと思う。
- (会長) 何か企画展をやるのも良いと思う。
- (事務局) 内容の把握はできていないが、図書館では特設コーナーをつくっていることもあった。
- (会長) もし企画展を行っているのであれば報告書へ記載したら良いと思う。ジェンダー平等に対する意識があれば、企画展を行った際に報告書にも書こうとなるはずである。
- 企画展を行うとするならば、例えば、3月8日の国際女性デー(女性の社会的、経済的、文化的、政治的な成果を称え、女性の権利や地位向上を考える重要な日)がある。また、11月19日の国際男性デー(男性の健康や幸福に目を向け、ジェンダーの平等を促す日)もある。
- (委員) 男性は弱音を吐けないということが大きい。今、世の中には強い男強い女弱い男弱い女がそれぞれいると思う。男女に関わらず強い人は弱い人を助けるということを教育の段階からやっていただきたい。
- (委員) ただ、弱い強いを客観的にどうやってみるのか。偏見の見方になる。その人の人権を無視することになる。
- (委員) 具体的事業4の文化・スポーツ振興課について。「課題や改善点」が令和5年度と同じ内容が書かれている。課題解決のために何を行ったか見えてこないため、報告書をまとめるときに気をつけていただきたい。
- (委員) 図書の所蔵に関して、法律に沿った書籍だけを置く必要はないと思う。今はさまざまな意見がある。自由にさまざまな意見の書籍を所蔵されて良いと思う。
- (委員) 先ほど、図書の企画展について議論があったが、具体的事業5に「国際女性デーに図書の特設コーナーを設置した」と記載がある。
- 先ほど企画展の記載を見つけることができなかったのは、報告書のまとめ方が分かりにくいからではないか。
- (事務局) 先ほどの議論は、図書館での企画展の内容であった。具体的事業5に記載しているものは、男女共同参画課が男女共同参画プラザで行った内容である。
- (会長) 男女共同参画プラザにくる人は、男女共同参画について知っている人である。男女共同参画を知らない人に知ってもらうためには、図書館でも企画展を行う方が良いと思う。
- 報告書の書き方については、工夫をお願いする。
- 続いて、具体的事業6について意見を出していただきたい。
- (委員) こども政策課の父親向け講座に関して。講座を実施したと記載があるが、参加者数の記載がない。例え、参加者0人であったとしても、それはそれで評価できる。評価をするためには数値を載せるべきだと思う。

- (会長) 報告書内で数値が出ているもの、出ていないものばらつきがある。報告書全体として、参加者数は入れるように願います。
- (委員) 保育所について。記載している取組み内容が男女共同参画に関連があるのか。この時期は一番大切な時期だと思う。保護者に対する意識啓発の内容が、「父親の参加が増えるような企画をした」だけで良いのか。保護者に対する課題にマッチしているのか疑問に思った。
- (会長) 記載されている内容は、保育所が独自に行っているものか。
- (事務局) それぞれの保育所で行っているものと、4保育所合同で行っているものがある。
- (会長) ここも、父親の参加が増えてきているのであれば、どのくらい参加したのかみていくべきだと思う。具体的な数字をお願いする。
- 続いて、具体的事業7～10について意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業9に婚姻制度に関する記載があるが、自分の周りの状況と記載している調査結果は異なっている。私としては、これも考え方が二分している内容であるため、市が先に進めない方が良くと思う。今は旧姓使用もでき、だいたいの書類で旧姓使用ができる。パスポートも旧姓が使える。
- (委員) パスポートで旧姓使用もできるが、海外では旧姓を使用しないため、トラブルも起きているようだ。
- (会長) 具体的事業9に関して、アンケート調査で何割が回答したという内容は、この評価の間では関係ない。市民意識調査の結果を踏まえて、婚姻制度に関する展示を行ったということを書けば良い。皆それぞれ持っている意見があるため、議論となる内容まで書く必要はないと思う。
- (委員) 婚姻後の氏については、両者の話し合いで決めているはずだが、男性が女性の氏にすることに対して、阻害しているものは何か。
- (委員) 阻害要因はジェンダーバイアスだと思う。両者は良くても、お互いの家族がどう思うか。今は、女性が男性の姓になることがほとんどであり、女性の姓にすることになった場合、お互いの家族が納得するかどうか。そこの理解が無く、関係が悪くなるくらいなら身を引こうとなっているのではないか。
- 具体的事業9の取組み内容は、アンケート結果をもとに企画を行ったことが書かれているだけだから、このままで良いと思う。
- (委員) 取組み内容に書かれている「啓発を行った」には価値観が入ってくる。基準がないと啓発はできない。
- (事務局) 行った展示は、現状としてこのような制度があり、このような論点があるといった内容で、何かを進めたいという意図はない。
- (委員) それであれば、「展示を行った」で良いと思う。
- (委員) 事務局が意図していることと、読み手が読み取ったものがずれている。簡潔にした方が良い。
- (会長) 言いたかったのは、ここだけ詳しくなっているということに違和感があるということである。この項目についてここまで詳しく書くのであれば、他も背景等を書いたらどうか。消した方が良くと言ったわけではない。
- 続いて、具体的事業11～15について意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業13の学校教育課について。固定的性別役割分担意識は根深く、自分もなかなか抜けない。意識的なこともあるが、私としては、女性としての体、男性としての体など身体能力的な差異も肯定的に受け止めてほしいと思う。それに付随して、役割が出てきてしまうこともあるが、まずは自分を大事にした上で、価値観を学校教育で教えていただきたい。性別役割分担を植え付けることは良くないが、自然にそうになってしまう流れはあってしまう、そこを無理やり平等にもっていくのは歪がある気もする。
- (委員) 女性でも男性でも得手・不得手はある。性別によってではなく、得手・不得手によ

- って役割を分担するべき。性別による役割分担ではないことを明記していれば良いと思う。
- (委員) 具体的事業 13、15 の学校教育課は、令和 5 年度と同じ内容が書かれている。やったことが同じであれば、課題や改善点を記載してほしい。
- (委員) 具体的事業 13～15 に関して、「研修をした」「相談体制を整えた」などあるが、もう少し具体的に書いてほしい。抽象的だから何をしたか分かりにくい。
- (委員) 相談体制とは何だろうか。
- (委員) スクールカウンセラーのことだと思う。
- (委員) 小学校にカウンセラーは常駐していない。中学校をまわっているため小学校は少ししかまわってこない。市のスクールカウンセラーも配置されているが、忙しく少ししか対応できていないようだ。
- (会長) そのような内容が上がってこないと課題として認識できない。もう一度確認をお願いする。
- 続いて、具体的事業 16～18 について意見を出していただきたい。
- (意見なし)
- 無ければ、基本目標Ⅰについては以上とする。続いて基本目標Ⅱについて、事務局より説明をお願いする。
- (事務局) 「基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり」（報告書 12～17 ページ）は、3 つの基本方向（基本方向 3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進、基本方向 4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶、基本方向 5 生涯を通じた男女の健康保持）、その下に基本施策があり、16 の具体的事業の項目がある。
- 基本目標Ⅱでは、周知や啓発活動、研修をはじめ、関係課等との連携を進めることで、人権が尊重される社会づくりに関する施策を進めることができたと考えている。
- 審議をお願いする。
- (会長) 続いて、具体的事業 19～21 について意見を出していただきたい。
- (委員) 令和 5 年度と同じ内容が書かれている。同じであれば、課題や改善点を記載してほしい。
- (会長) 具体的事業 19 の学校教育課について。「デートDV 予防講座を実施し、周知・啓発を行った」とあるが、全部の学校に対して行ったのか、誰に対して行ったのか、などの記載がないと本当に周知できたのか分からない。
- 他にも、具体的事業 20 の高齢者支援課、「福祉委員に対し、研修を実施した」とあるが、いつ、何人の福祉委員に対して行ったなどの記載があれば、やったことに対して良かったかどうかの評価ができる。
- (委員) 具体的事業 19 の学校教育課に記載のあるデートDV 予防講座は、同じく 19 の男女共同参画課の内容と同じだと思われる。
- 他にも同じ内容を違う課が書いているところがあるため、「〇〇課と連携し」など書いてあれば分かりやすい。
- (委員) 人権擁護委員でデートDV 防止について各学校をまわっているが、記載している内容はそれのことか。
- (事務局) 人権擁護委員が行っているものとは別で、市独自で行っているもの。事前に教職員向けに行い、その後生徒向けに行っている。
- (委員) 独自の取り組みであることが読み取れない。
- (事務局) 報告書内で、同じ内容が散らばっていることは確かだ。知らない人が見たときに分かりにくい内容になってしまっている。
- (委員) 具体的事業 21 に「前年（相談件数）」とあるが、前年とはいつを指すのか。年度で書いた方が分かりやすい。

- (事務局) 令和6年度の報告書であるため、「前年」は「令和5年度」。
- (会長) 続いて、具体的事業22について意見を出していただきたい。
- (委員) こども家庭課について、前は「課題や改善点」（手続きのワンストップ化を図るかチェックリストやフローチャートをつくる必要がある）を書いていたが、今回は記載がない。今回、記載されている取り組み内容から、恐らく課題を解決したと思われるが、もう少し分かるように書いてほしい。
- (会長) 続いて、具体的事業23～24について意見を出していただきたい。
- (委員) 家庭内の暴力に関してはDV防止法（正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があるが、高齢者に対する家庭内での暴力に関する法律はあるか知りたい。
- (事務局) 高齢者虐待防止法（正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）がある。
- (委員) 高齢者の虐待に関しては、認知症と暴力が絡んだり、難しいところがある。
- (委員) 高齢者が自分の子から拒絶され、連絡が取れない場合、どこに相談したら良いか知りたい。
- (事務局) どこにいるかなど個人情報行政は教えることができない。高齢者が生活するにあたり困っていること、サービスの提供は行政が行うことだが、探すとなれば警察になると思う。
- (委員) 具体的事業23のDV被害者支援について、令和5年度の報告には関係課に、文化・スポーツ振興課の記載（所管事業の中で気になる人がいた場合等に関係課に情報提供等を行っている。）があったが、今回は記載がない。記載していない理由はあるか。
- (事務局) 外した理由は無い。
- (会長) なぜ外したか確認をお願いします。
- 続いて、具体的事業25～27について意見を出していただきたい。
（意見なし）
- 続いて、具体的事業28～34について意見を出していただきたい。
- (委員) 具体的事業28の「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」など、カタカナ言葉が多いため、分かりやすく日本語で書いてほしい。
- 具体的事業29の健康推進課に記載のある、エイズや性感染症については、もっと広めてほしい。
- (委員) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は日本語にすると長く、より分かりにくいかもしれない。並列表記の方が良いのかもしれない。
- (委員) または枠外に説明書きをするのも良いのではないか。
- (委員) 国の男女共同参画計画にも「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は使われているが、市民は用語解説がないと分かりにくい。
- (委員) 調べることも良いきっかけになる。
- (会長) 他に意見が無ければ、議題についてはこれで終わる。今後の予定について、事務局よりお願いします。
- (事務局) 第3回審議会を11月20日（木曜日）、第4回審議会を12月2日（火曜日）で予定している。
- (会長) 他になければこれで審議会を終了する。

以上